

平成29年第4回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成29年12月12日 午後 2時10分開議

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
教 育 長	高 岡 秀 夫
まちづくり戦略課長	鯉 渕 弘 之
総 務 課 長	大 貫 忠 男
町 民 課 長	柳 橋 司 朗
財 務 課 長	大曾根 直 美
税 務 課 長	阿久津 忠 昭
健 康 保 険 課 長	高 堀 義 美
長 寿 応 援 課 長	加 藤 薫
福祉こども課長	山 口 利 春
農業政策課長兼 農業委員会事務局長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
下 水 道 課 長	山 崎 秀 樹
会計管理者（会計課長）	鈴 木 貴 司
水 道 課 長	河原井 明

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
書 記	市 村 真 紀
総 務 課 係 長	塩 澤 友 則
総 務 課 主 幹	君 嶋 直 樹

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成29年12月12日（火曜日）

午後 2時10分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 承認第21号 | 専決処分第20号（平成29年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第83号 | 城里町職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第84号 | 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第85号 | 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第86号 | 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第87号 | 城里町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第88号 | 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第89号 | 城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第90号 | 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第91号 | 城里町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第92号 | 城里町公共施設等総合管理基金条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第93号 | 城里町七会町民センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第13 | 議案第94号 | 城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第95号 | 城里町立幼稚園閉園に伴う関係条例の整理に関する条例につ |

いて

- 日程第15 議案第96号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第16 議案第97号 町道路線の廃止について
- 日程第17 議案第98号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第99号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 議案第100号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第101号 平成29年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第102号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 請願第5号 歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第23 請願第6号 「運転開始から40年の寿命を迎える東海第二原発が運転延長をせず廃炉にすることを要請する意見書採択」に関する請願
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第25 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第26 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第27 報告第55号 城里町議会広報委員会視察研修報告書
- 日程第28 報告第56号 城里町議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第29 報告第57号 城里町総務民生常任委員会視察研修報告書
- 日程第30 報告第58号 城里町教育産業常任委員会視察研修報告書
- 日程第31 報告第59号 城里町長期継続契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第32 報告第60号 学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 日程第33 報告第61号 城里町医療福祉費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第34 報告第62号 城里町職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の制定
- 日程第35 報告第63号 城里町七会町民センターの設置に伴う関係規則の整理に関する規則
- 日程第36 報告第64号 城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定
- 日程第37 報告第65号 城里町立幼稚園閉園に伴う関係規則の整理に関する規則
- 日程第38 報告第66号 城里町要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助金交付要綱

の一部を改正する告示

- 日程第39 報告第67号 城里町国民健康保険税の旧被扶養者に係る減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 日程第40 報告第68号 城里町民間保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第41 報告第69号 城里町地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第42 報告第70号 城里町大規模建築物等耐震診断事業補助金交付要綱の制定
- 日程第43 報告第71号 頓（徳）化原古墳発掘調査指導委員会設置要綱の制定
- 日程第44 報告第72号 城里町被災者生活再建支援金支給要綱の制定
- 日程第45 報告第73号 城里町認知症初期集中支援推進事業実施要綱の制定
- 日程第46 報告第74号 城里町認知症カフェ事業実施要綱の制定
- 日程第47 報告第75号 城里町生活支援体制整備事業実施要綱の制定
- 日程第48 報告第76号 城里町七会町民センター事務分掌規則の制定
- 日程第49 報告第77号 城里町七会町民センター利用検討委員会設置要綱の制定
- 日程第50 報告第78号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）
- 追加日程第1 発議第7号 歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第21号
- 議案第83号
- 議案第84号
- 議案第85号
- 議案第86号
- 議案第87号
- 議案第88号
- 議案第89号
- 議案第90号
- 議案第91号
- 議案第92号
- 議案第93号
- 議案第94号
- 議案第95号
- 議案第96号
- 議案第97号
- 議案第98号

議案第99号

議案第100号

議案第101号

議案第102号

請願第5号

請願第6号

発議第7号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第55号

報告第56号

報告第57号

報告第58号

報告第59号

報告第60号

報告第61号

報告第62号

報告第63号

報告第64号

報告第65号

報告第66号

報告第67号

報告第68号

報告第69号

報告第70号

報告第71号

報告第72号

報告第73号

報告第74号

報告第75号

報告第76号

報告第77号

報告第78号

午後 2時10分開議

議員の出欠

○議長（小林祥宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。

開議の宣告

○議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

説明のため町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

なお、水道課においては課長にかわり、高瀬浩文課長補佐が出席しております。

傍聴人16名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小林祥宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

承認第21号 専決処分第20号（平成29年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

○議長（小林祥宏君） 本日は議案質疑から入ります。

初めに、承認第21号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第83号 城里町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第83号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第84号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第84号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議案第85号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第85号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第86号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第86号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第87号 城里町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第87号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第88号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第88号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第89号 城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第89号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第90号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

- 議長（小林祥宏君） 次に、議案第90号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第91号 城里町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

- 議長（小林祥宏君） 次に、議案第91号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第92号 城里町公共施設等総合管理基金条例の制定について

- 議長（小林祥宏君） 次に、議案第92号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第93号 城里町七会町民センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について

- 議長（小林祥宏君） 次に、議案第93号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第94号 城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例の制定について

- 議長（小林祥宏君） 次に、議案第94号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第95号 城里町立幼稚園閉園に伴う関係条例の整理に関する条例について

- 議長（小林祥宏君） 次に、議案第95号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第96号 工事変更請負契約の締結について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第96号についての質疑を求めます。

12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） 96号について質疑を求めます。

この件については、約1割の補正という形で提出されたわけであります。例えば県の条例によりますと、工事契約については、議決案件は5億以上、そして、議会の承認においては1,000万という形になっております。ただ、先日、大桂大橋では時間等の問題もありましたが専決で出ております。今回の時間の問題等も含めた中で、契約変更には工事途中での説明が不足していたことは否めませんが、執行部に対しては、今後は定例会等においても金額の変更、見込み、内容等の説明を求めるものであります。また、この件について執行部の答弁を求めるものであります。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。杉山議員からのご質問にお答えさせていただきます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、当初、議会からお認めいただいた2億3,000万の範囲内での変更で、また、比率としても10%以内ということで、認めていただけるのかなということで、9月定例会のときに途中経過、そのときにはまだ金額が完全に固まっていなかったこともありますが、途中の9月定例会で、途中経過の報告がなかったということについては、率直におわびを申し上げたいというふうに思います。

今後につきましては、議会で着工時に承認をいただいた工事につきましては、金額が正確に確定するのはどうしても工期の末になってしまいますが、その途中の定例会で工事の進捗状況及び増減の見込み等について、丁寧な説明をすることで執行部としての説明責任を果たしてまいりたいというふうに考えておりますので、今回、9月定例会での説明がなかったことについておわび申し上げますとともに、今後はそのような対応をしていくということをお誓い申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） この件については、まずは執行部においては、今後は例えば条例等も踏まえた中で、やはりきちんとした対応をしていただきたいなと私は思います。細かく県や国のガイドライン等もありますが、まずは町でそういった形で条例を制定していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご指摘ありがとうございます。

ご指摘のとおり土木工事につきましては、着工後変更があるのが通常の形でございます。5,000万以下の工事につきましても、着工時と同じ金額で竣工している工事は、ほぼないと言って過言でないと思います。必ず変更が生じております。一方で、5,000万以上の工事についてだけ、1円でも何%でも変更した場合は、必ず議会承認が必要となってくるということになりますと、なかなか変更がしにくくなって事業者も及び腰になる恐れがありますし、また、執行部としても自信を持って変更の協議に応じるために、そういった県に準じたような条例の制定も必要かと存じますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

6番河原井大介君。

○6番（河原井大介君） 96号についてご質問させていただきます。

工事変更請負契約の締結でございますが、今回の契約の方法は城里町の財務規則にある随意契約でよろしいのでしょうか。

○議長（小林祥宏君） 財務課長大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） 6番河原井議員のご質問にお答えいたします。

随意契約でよろしいのかというご質問であります。当初、工事契約については、相手方は一般競争入札で決定されております。それで議会で議決をいただいております。

今回の変更契約につきましては、1者でありますけれども、当初、入札を行った業者と契約をするもので、予定金額も落札率がありますので、それを乗じた金額で変更契約を行っておりますので、随意契約というよりも変更契約の中の金額ということで、契約をしたものについては議会案件として提出させていただいております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

○6番（河原井大介君） もう一度お聞きします。

契約の方法は、議会に上程されている契約方法、随意契約となっております。随意契約という一般競争入札、指名競争入札、随意契約、この3本の柱の中の随意契約で間違いないのでしょうか。

○議長（小林祥宏君） 財務課長大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） 契約としては1者ですので随意契約となります。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

○6番（河原井大介君） 随意契約という形で、役所としては契約を結んだということになります。

そこで、城里町財務規則、そうすると、この随意契約は131条工事は130万円まで、そし

て132条随意契約をするときは2人以上、2者以上から見積もりを徴する必要があるというふうになっております。

それで今回、この議案第96号の説明資料が議会に配付をされ上程をされております。そこに前段として、もう一度お話ししますが、131条130万まで、132条2者以上の業者の見積もりが必要である、そして133条におきましては、予算執行者は随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を設定しなければならないというふうに書いてあります。そうしますと、この131条から見ると160万以上であるという随意契約、そしてこれが見積もり、132条には2者以上の見積もりとありますが、見積もりがないということ。そして133条にいきますと予定価格が2,000万と166万円。そうすると落札金額が何と2,100万と66万円、100%ぴったりです。

工事の内容を冒頭議会の初日に確認していたところ、ざっくり説明資料の中には9つ、グラウンドの整備工事、給水工事等々、9つの分野、カテゴリーがございます。それがぴったり100%という形というのは、なかなか不思議だなと思います。通常ですと、この随意契約の本質から言えば、やはり130万以下であること。そして当然この見積もりを2者以上からとって、極力金額を抑えられるかもしれないという可能性を模索する必要があるということ。そしてこのあらかじめ予定金額とぴったりだということに、ちょっと不思議が覚えます。

いずれにしても131条、132条、この問題に、この条例の規則には抵触、つまり矛盾をしているかとは思いますが、その点よろしく願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 財務課長大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） 6番河原井議員のご質問にお答えいたします。

随意契約なんですけれども、今回の工事につきましては、当初、一般競争入札においての決定された工事でありまして、その工事の中の変更契約でありますので、変更した部分を変更設計額として2,458万円という設計金額が出たんですけれども、単体ですと、変更設計額による予定価格が設定されるのが通常であります。

今回は変更でありますので、当初、入札が行われておりますので、落札額を乗じた額が予定価格となるということになりますので、前回お手元に配付したと思うんですけれども、変更設計額が2,458万円当初の入札、落札率がありますので、それを掛けた場合2,166万円となるという予定価格となっております。

以上であります。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

3回質問していますから。

○6番（河原井大介君） これは大事な質問ですので、ご了解をいただきたいと思います。

変更契約だからいいということなんです、きっと、そうなる。根本的にその工事の、先週末から各議員のところに、昭和44年5月7日付の国からの通達を根拠にして、法的な

根拠があるので、それつまりこれは設計変更に伴う契約の変更の取り扱いについてと、昭和44年のもので根拠はあるというお話になっておりますけれども、その根拠、法的な根拠としている、つまり変更契約という形をつくれるというこの昭和44年の国からの通達をもとにして、今の話は進んだということによろしいでしょうか。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

一度出た通達を打ち消すような別の通達が出ない限り、それは有効ですので、実際、城里町におきましても2割以下の工事請負契約の変更は、通常行われているものでございます。ちなみに、その工事請負金の変更が随意契約という言葉だけで、2者以上から見積もりを徴すというようなお話をいただきましたが、そういうことはしないのが通常でございます。

例えば、今回たまたま議会承認案件ですから、1者になっておりますけれども、ほかにもほぼ全ての土木工事で、工期の末に変更が行われています。そのときに2者から見積もりをとったりはいたしません。例えば4,000万円の土木工事が発注されて、工期の末に例えば10%で二、三百万の変更が生じることもあるでしょう、恐らく。それは私の着任時代であろうと、ほかの方が町長をやっていたときでも5%、10%の最後の増減が工期の末に発生することはあるかと思えます。そのときに2者からとるかという、それはないわけです。なぜなら、工期の末における請負金額の変更というのは、工事をやりながら数量等が変化して行って、最後にその双方協議して精算する性質のものだからです。

本来であれば、数量が変わるたびに変更契約書を一々交わすのが本来の契約の形なんです。ですけれども、動いている現場、例えば水が出てきたり、土やいろんなものが出てきたときに、少しの変更があるたびに現場をとめて変更契約を交わすことは、実務上はできないわけです。そこで2割以内の軽微な変更については、そのたびごとに変更契約を交わさず、工期の末に金額を交渉して確定させるをもって足るとされているわけでございます。

そういった通常の契約の手続、これは土木事業者と町の関係におきましては、4,500万の工事であっても5,500万の工事であっても、手続は同じなわけであります。ただ、最後に5,000万を超えたかどうかで変わるの、議会の承認が最後に必要かどうかというところが違うわけでございます。最後に金額の確定の際、議会の承認が必要なのが、5,000万以上の工事なわけでありますから、説明を尽くさなければならないということで、先ほど定例会のたびごとに今後は工事の進捗報告をするなどして、説明を尽くしていきたいというふうに申しておるところでございますが、今回の工事につきましては、途中の9月議会で、工事の進捗報告が説明が足らなかったのではないかとということにつきましては、おわびを申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（小林祥宏君） じゃ6番河原井大介君。まとめていただきたいと思えます。

○6番（河原井大介君） 最後にしますが、はい、わかりました。

この工事請負契約、昭和44年のもので、各議員において法的な根拠だというふうな話になっていましたけれども、直近の今は、昭和の時代は通達と言いますが、平成になるとガイドラインという名前に変わってまいります。

その中で、平成27年7月、国土交通省東北地方整備局は、工事請負契約における設計変更ガイドライン総合版を出しております。それに準じて最近です。平成29年3月、茨城県土木部で茨城県の変更契約ガイドラインが出てきております。

つまり、行政内部において、議員に対して、今回法的根拠が昭和44年のものというふうに一方的にお話はしておりますけれども、通常、行政機関の中において、常に変更のガイドラインが出ている、これはもう9カ月前のものが県には出ています。例えば、これを参考にしながらやっていくということにおいて、やらなければならないにもかかわらず、昭和44年のもの、そして再度その途中の経過がないということをお認めになりましたし、随意契約というものについて、それは変更契約だからいいんだという反応が、それは判断が執行部でなされているというふうに感じておりますが、実はそうではないんです。

つまり、ガイドラインに沿った形で、国からの通達は昭和44年のものを見るのではなく、常に直近のものを見、その内容については後でお話ししますが、いずれにしても、その状況について、ガイドラインの方向性をしっかり見据えた上でやらなければいけない問題だし、議会に報告がないということ、そして着工が進んでいるということ、そして何よりもこの随意契約というものがクリアできる法的な論理が破綻をしています。

つまり、今回のケースの場合は、工事請負契約でいいと言っておきながら、ガイドラインをかなり前のもので設定をし、その精査をせずに議会に報告をしないで着工し、さらにこの金額の随意契約のものの契約です。つまり今回の工事請負契約の以前に出したものと、今あるものについては、法的な根拠としては、やはり分離して考えなければいけないというのが根本的な議会での議決案件においては必要な課題であるということがあります。ですから、町でもガイドラインをつくるんだというお話になっているんだというふうに思います。

いずれにしても、この131条の130万まで、そして2者以上におけるもの、そしてこの予定価格に対しての随意契約におけるその財務規則において、抵触をしているということは免れない。法的な、要は論拠、昭和44年のものに対してのみの通達のみにおいて、進んでいくという、そういった議会に上程する議案が余りにも不自然であり、不完結、完結はされていない。

そして、関連事業だというふうに話がありましたけれども、実はこの内容を見ると、通常、追加工事が望ましい、追加工事であると、変更はやはりこのガイドラインにもありますけれども、後ほどお話ししますが、やはり大規模なものが、少し土壌の地質の問題であったり、地下水が出てきてしまったりというものを前提にして考えながらあるのが、重大

な工法の変更によって変えるものがガイドラインの本質であります。それを昭和44年のものと一貫して議会に上程し、議会に説明をし、各議員にその昭和44年のものを、50年前のものを押しつけるということは、法的根拠にすることは、論理的に不可能であるということを申し伝えながら質疑を終了します。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 最後に一つだけ申し上げておきますが、申し上げさせていただきます。

その昭和44年の通知と、昨年つくられたガイドラインは矛盾をしておりません。その通知を引き継いだ上でガイドラインがつくられておりますので、その通知を打ち消して新しいガイドラインをつくったわけじゃなくて、通知に矛盾しないように後からガイドラインがつくられておりますので、大もとの通知は今も生きているということでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議案第97号 町道路線の廃止について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第97号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第98号 町道路線の認定について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第98号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第99号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第99号についての質疑を求めます。

7番 関 誠一郎君。

○7番（関 誠一郎君） 補正予算についてですが、道の駅のトイレについて、731万8,000円の追加補正がございしますが、この問題は当初、木造18坪のトイレでは高いだろうというような意見を述べたと思いますが、3回入札やって3回とも不調だと、要するに建設費がちょっと足りないという指名された業者からのご意見もあったということで、建設

費に関してはどうか言いませんが、今回この731万8,000円、この内訳を教えてくださいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

内訳ということですが、工種ごととかには申し上げることができませんので、一般的な回答をさせていただきますというふうに思います。

数量は言えるんですが、金額それぞれ細かく言ってしまうと入札にならなくなってしまいますので、考え方を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

当初、道の駅かつらのトイレにつきましては、高いのではないかとというようなご指摘も、予算上程前からいただいておりますので、なるべく金額を抑えたいということで、厳しく見積もりをして金額を定めておりました。

土木と違いまして、建築には公定価格がございませんので、カタログ上の価格と実際の取引の価格の差の中で、カタログ価格から実際交渉すれば、何%ぐらい引いて手に入るであろうというのを設計者が推定して、それで金額をつくっていくわけでございます。ですから、設計者としては、この部材、この工事、これぐらいでできるであろうというふうに、金額をある程度引いて予定価格をつくるわけですが、実際に入札に付したときに、この金額では安すぎて、とても採算に合わないということで不調になったわけでございます。

そこで、設計のほう、建物を変更したわけではありませんが、さまざまな入手価格について、ちょっと厳しく見過ぎたということで、金額を見直して余裕を持たせることで、今度は落札可能な、ある程度余裕を持った価格でもって予算上程をしたということでございます。

○議長（小林祥宏君） 7 番 関 誠一郎君。

○7 番（関 誠一郎君） 3 回の不調についての経緯というか、その状況はわかるんですけども、今回の変更において、いわゆる工事的の内容の中で、安全上の対策費用とか、そういう面々も多少は加わっておるのかなと思いますが、この変更において、この変更に対する設計の費用、これは設計は随意契約でやるでしょうから、増額、変更でやると思うんですけども、この変更額、設計が結局見直される、設計というかほとんどが仕様書かと思うんですけども、大体設計者に払う支払金額、概算でいいですから教えてください。

○議長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 7 番議員、関 誠一郎議員にお答えいたします。

第1回目の設計の変更でございますが、43万2,000円をお支払いしております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 7 番 関 誠一郎君。

○7 番（関 誠一郎君） その43万というのはあれでしょ、つい立ての変更じゃなくて、今回の変更の金額ですか。3 回で終わっちゃうから答弁ちょっと待って。

なぜ、こういうことを言うかといいますと、木造のトイレに関して、設計料がもう異常に高い。もう一般常識からかけ離れていると。それと同時に、この設計をした業者が道の駅活性化検討委員会のメンバーだと。それに仕事を出して、そして高い設計料を支払うと。これは私にとってちょっと納得いかないことでありまして、本当に条例すれすれのことになるかもしれない。やはりきちんと説明ももらえない状態で、やっぱりおかしいだろうという不信感を抱かざるを得ないのを言い伝えて、その40万に関してちょっと答弁をお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答します。

43万円の件ですけれども、6月の定例会におきまして、本年度当初予算としてお認めいただいた金額でして、この金額の範囲内で、今年度内の設計変更対応を行うこととなっております。実際、その中で今設計変更等の作業を行っていただいております。

○議長（小林祥宏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議案第100号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第100号についての質疑を求めます。

1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 歳入の10款なのですが、繰越金の中で、前年度その他の繰越金の4,000万が繰り越しされていますけれども、この4,000万についての詳細をお聞きいたします。

○議長（小林祥宏君） 健康保険課長高堀義美君。

○健康保険課長（高堀義美君） 1番藤咲議員の質問にお答えいたします。

繰越金でありますけれども、28年歳入歳出の繰り越しが出た形です。5,066万8,000円の前年度の繰越金という形で計上しております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 前回、前日ちょっと直接お聞きした情報でした。このことによりまして28年度に交付金が2億円が多く入ったと、28年度の繰越金が1,000万見ていたんだけど、4,000万円多く残ったので繰り入れたということをお聞きいたしました。これは県全体どこでも多く入ってきたということをお聞きしています。この2億円入った金額というのは、どこにどのように活用されたのかを、ちょっともう一度お聞きしたい

と思います。

それから4,000万円の黒字ということですが、この金額、来年度の国保税の増額に対する激変緩和措置に活用することはできないのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（小林祥宏君） 健康保険課長高堀義美君。

○健康保険課長（高堀義美君） 1番藤咲議員の質問にお答えします。

5,000万の繰り越しが出たということで、歳入のほうで、前期高齢者交付金が前年27年度より2億円ほど多く交付されております。これは前期高齢者は70歳から74歳の前期高齢者に対しまして、各医療保険者で負担をいたしまして、基金のほうへ各保険者のほうから納付いたしまして、それが各保険者、城里町の国民健康保険のほうに交付されるものでございます。これが2億円前年度多かったために、5,000万ほどの繰越金が出たということです。

それと、激変緩和措置には組み入れられないかという質問だと思いますけれども、これは交付金とか、国・県の補助金が多く入っていれば翌年度精算とか、そういうもののために繰越金としてそのまま繰り越して、それに充てるような形になります。

以上です。

○議長（小林祥宏君） よろしいですか。

1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） いろいろ事情はあるようなんですけれども、できればこの激変緩和措置ということに対して、ちょっと抵抗のあるようなことだったと思うんですけれども、4,000万一応黒字になったということです。ぜひ来年度の国保税の増額のほうに、何とか少しでも繰り入れていただけるようなことにならないかなということでお聞きいたしました。

以上です。

○議長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議案第101号 平成29年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第101号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第102号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第102号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小林祥宏君） これより討論に入ります。承認第21号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第83号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第84号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第85号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第86号に対する討論はございませんか。
1 番藤咲芙美子君。

これから討論を行います。討論は1人1回の原則により1回のみとします。なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 1 番藤咲芙美子です。

議案86号 国保税条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

この条例は、国保税が増税になるものです。来年度から国保の運営主体が都道府県に移行することによって、国保税の負担額が変わります。

○議長（小林祥宏君） 藤咲議員、マイク近づけて討論をお願いします。

マイクを近づけて。

○1番（藤咲芙美子君） 失礼しました。最初から報告させていただきます。

この条例は、国保税が増税になるものです。来年度から国保の運営主体が都道府県に移行することによって、国保税の負担額が変わります。

町の試算によると4人家族で年3万円の負担増、所得なしでも年1万円の負担増になる例も出てきます。

私は、9月議会の一般質問で申し述べましたが、そもそも国保制度は、ほかの医療保険から外れた人たちや農商業など、いわば所得の低い人を対象にした医療制度として再編されました。低所得者が多いことから、国保会計の多くを国庫負担で補うことを前提としてスタートしました。1961年当初70%あった国保への国庫負担は、現在23%まで減りました。市町村は減らされた国庫負担の穴埋めをする形で、一般会計からの繰り入れを実施し、被保険者の負担を支えてきました。

今回の国保広域化による負担増により、払いたくても払えない人がますます増えます。短期証や資格証明書、さらに差し押さえになる人が増えてくることが考えられます。国保制度、簡易保険制度が崩れてしまいます。

私は、このようなことを避けるためにも、一般会計からの繰り入れを増やすことを求めました。しかし、今回の町の試算には、一般会計からの繰り入れは算定されていないため、大幅な負担増となっています。

ちなみに、私が県の国保対策室から入手した情報によりますと、県内44市町村のうち、法定外繰り入れを実施する市町村が40市町村あります。実施をまだ決めていない市町村は、城里町を含めて4市町村しかありません。城里町が従前行ってきた繰り入れをここで中止するというのは、不当だと言わざるを得ません。

今、多くの町民の暮らしは大変です。町民の命と暮らしを守るのが市町村最大の役割です。暮らし直撃の国保税値上げには賛成できません。

以上で討論いたします。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で議案86号に対する討論を終結いたします。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第87号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第88号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第89号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第90号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第91号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第92号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第93号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第94号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第95号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第96号に対する討論はございませんか。

これから96号に対する討論を行います。討論は1人1回の原則により1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まずは、原案に反対の方の発言を許可いたします。

13番小松崎三夫君。

〔13番小松崎三夫君登壇〕

○13番（小松崎三夫君） 私は、本定例会に提出されました議案第96号 工事変更請負契約の締結についてに対し、反対の立場から討論させていただきます。

まず、城里町では5,000万以上の工事請負契約締結には、議会の議決が必要となっております。実際このサッカー場整備工事は、平成29年1月の臨時会にて議決を受けております。

さて次に、議会の議決を得た事項の変更については、全て議会の議決を得なければならないとされています。これは議員必携46ページに明示されていますので確認のため読み上げます。議決を得て締結した契約の内容、設計、変更、その他の理由で変更する必要がある場合は、契約の変更について必ず議決を得なければならない。なお、議決を経ないで締結した場合は無効とされているとなっております。議会の議決が必要であるということは議会に対し、変更の内容や必要性を事前に説明し、納得させる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

これに対し、現場を見ようという話になると、町長は強く反対をし、何か見てもらいたくない雰囲気を出していました。結果的には案内はしてくれましたが、今回のこの現場の変更分の工事はほぼ終了していました。どの部分が変更増額分なのか詳細な説明はなかったので、詳しいことはわかりませんでした。結局、この変更した工事の内容を議会に対し、説明していないんじゃないですか。説明を求めるとコピーを繰り返して、文字が読めないような資料を出して、国の指針のとおりやっています、法には違反していません、軽微な変更ですとそれを繰り返すだけでございます。

2,300万円の増額です。まず2,300万円が軽微な変更という感覚が理解できません。議決が必要だと認識しているから議案に上げてきた議決事項だと知っている、しかし、仕事は終わっている、法には触れません、これは矛盾しています。確信犯的な感じがします。議会がこの増額は認められないと否決したらどうするんですか。誰がそのお金を払うんですか。誰が軽微な変更と認めたんですか。前々から言っていますが議会軽視です。

これは、昨年、大桂大橋の工事のときは、事細かに図面で説明を繰り返してくれています。川の底の形状が変わってしまっているという、やむを得ない状況による変更でした。今回の2,300万円の追加は何ですか。この予算をとるときに、根本議員が井戸の揚水試験はしたのかと聞いています。当然やっていると聞いていたのですが、工事現場の人に聞くと、当初からポンプは壊れていましたという返事がありました。あきれました。本当にやむを得ない変更なんですか。最初からわかっていたということですよ、町長。

安く落札し、軽微な変更だから30%までは増額できますと言って、やっていると思われ

でも仕方ないんじゃないでしょうか。2,000万を超える増額だけれども、軽微な変更だからいいでしょう、認めてください、認めざるを得ないでしょう、これは本当に議会軽視、無視です。少なくとも私はそう感じます。

執行部に対しては何回も指摘しました。しかし、返ってくる答えは悪くない、間違っていない、こればかり、やむを得ない工事の内容説明はありませんでした。

ちなみに、会津美里町で平成18年9月定例会において、宮川小学校工事請負変更契約が議決を得る前に工事を着工していた。これは地方自治法違反、条例違反として否決。岡山県総社市では平成24年5月、同じく地方自治法第96条第1項第5号及び契約条例第2条に明らかに抵触するというので、市長問責決議が全員一致で可決。滋賀県甲賀市でも平成24年、同様な事前着工問題が発生し、担当者は処分、市長は減給処分の議決が可決されたそうでございます。

以上で私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは、議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の工事請負契約の増額変更は、議員各位もご承知のとおり、既に議会が認めた予算の範囲内で変更があります。設計変更に伴う金額の変更は、その都度行うのが原則であります。しかしながら、工事請負契約金額の2割以内の軽微なもの、この2割以内の軽微なもの、これについては工期の末をもって行うことになっております。それで十分足りるということでもあります。

議会が認めた予算の範囲内で、契約上何ら問題のない変更を行うことについて、議会が否決をしてしまっただけでは、議会としての良識が疑われるものであります。

工事請負契約の変更は認めることによって、どのような弊害が生じるのでしょうか。3点ほど述べさせていただきます。

まず第1に、土木事業者の城里町に対する信頼がことごとく崩壊をいたします。城里町においては、行政の現場、監査員との打ち合わせや指示に基づいて適切に工事を進めたにもかかわらず、その代金が受領できないとなれば、城里町で議会承認が必要な大規模な公共事業が、請負をしたいと考える業者がいなくなってしまうのではないのでしょうか。

第2に、議会承認が必要な工事が停滞していくことが予想をされます。土木工事においては、着工後に設計変更が生じて金額が変更されるのは一般的であります。そのような中で、変更が生じるたびに、議会の承認が必要となれば工事が停滞します。予算の範囲内での変更であれば、定例会前に報告をしてもらうことで、十二分に足りるのではないのでしょうか。

第3に、効率的な事業執行ができなくなり、税金の無駄遣いにつながります。設計変更

が認められないことを恐れて、議会承認が必要な工事の発注を控えて、本来1回で発注できる土木工事を、2工区に分けて発注するようになってしまうのではないのでしょうか。これは効率的な土木工事の施行を妨げることになります。また、大きな税金の無駄遣いにつながります。

以上、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今期定例会の最後の議決案件であります。町民のために議員各位の良識あるご判断をよろしくお願いをいたすところであります。

以上で討論を終わります。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 議席番号6番河原井でございます。

私は、反対の立場から討論に立たさせていただきます。

今回の問題点は大きく分けて3点。議決した当初の予算が云々かんぬんの話はちょっと置いておきます。

まず1点目、先ほども質疑をさせていただきましたが、これは城里町の財務規則による随意契約であるということ。131条、132条、133条に抵触するコンプライアンス違反の恐れがあるということです。

2点目、昭和44年の通達の中において、各議員に対して説明がありました。それが法的根拠だということが大きなポイントです。しかし、このガイドラインのこの通達の中身で、役所から説明があったのは、ある意味後ろ半分でございます。前半分というのはどういうことか、どういう形でこの工事請負契約ができるのか、その点について可能なのか、不可能なのかというケースが、きちっと最近の平成27年国土交通省東北地方整備局には載っていて、それに準ずる形で茨城県でも今年3月に出ているということになります。

つまり、その中にありますけれども、設計変更が不可能なケース、いくつかありますが、その中でやはり注目すべき点は、承諾で施行した場合というところだというふうに感じています。つまり先ほど反対討論でもありましたけれども、既に着工している、そしてその承諾の内容は確かに話し合いをしたかもしれませんが、既に着工しているということについて、そして先ほど反対討論の中にもありました議決案件だという内容において、やはりその承諾の、つまりプロセス、経緯、そのものがすっぱり抜け落ちてきたということは、町長も全くそのとおりだと認めておりますし、ガイドラインも城里町には制定されていないということ。そして逆にじゃ、どういうものが契約として妥当なのかということもきちっと書いてありますが、それは大きく言うと、当初の積算時に予見できない事態、例えば土質の問題だったり、湧き水が出てきてしまったり、それこそ有毒物質が埋まっていた、ごみが入っていた等々のガイドライン上は、通常考え得るのは重大な変更であると

ということが前提となります。

そのことにおいて、今回は昭和44年のものを出してガイドラインを設定する、そのガイドライン、要は通達によってやっていくということに関しては、あくまでも城里町の裁量でやったということが、先ほどの話から、質疑の中からはわかってまいりました。

そして、やはり3点目は着工だということです。先ほども町長からもありましたけれども、説明ができなくて申しわけなかったと、確かにそれもあるでしょう。しかし、この議案第96号が議会に上程されていく中で、工事請負締結に関するそのガイドラインの本質そのものは、あくまでも指標であり、ルールブック、目標、指標であります。その指標であることをあたかも町の変更請負契約に合致できるかどうかということ、それは100%できるというわけではないということを、先ほど不可能と可能という一つのケースがあるということをお伝えしました。これはもうインターネット上に出ていますから、ご確認をいただければというふうに思います。

と同時に、今回のケースは当初の、今回我々からしたときに、変更契約の金額の1割ということかもしれませんが、決して好ましいものではないんです。なぜなら、問題は当初設計になかったものを、新たに追加をするということ、私は先ほど追加工事だというふうにお話をしました。そして、城里町の財務規則131条、132条、133条の随意契約のルール、城里町のルール上、これは契約の方法は、随意契約だと確認させていただいたのは、城里町の財務規則上、これは随意契約だということです。つまり、この随意契約にのっとったときに、既に131条、132条、133条に抵触する恐れがあるということをお伝えをしなければいけません。

つまり、役所が1丁目1番地で守ることは法令遵守、いわゆるコンプライアンスを守っていく、この条例において、今回の議案において、やはりコンプライアンス違反というのが明確に出ているんじゃないか。つまり法的な根拠とされてきた通達や、もしくはそのほかのルール、要は2名以上の見積もりもとっていない、130万以上である、そして真っすぐに100%の入札率となっている。そのことにおいて、その形の中でいかに変更契約が可能だ、ただそれは理由があると思います。もちろん早目に竣工式をやりたい、その方向性の中でやっていく中においても、そこに矛盾があるということをお伝えを、議会が一度2億3,000万で通したものについて、2億200万の中でお金が工事をしました。しかし3,000万がそこで浮いたということであれば、その3,000万を明許繰り越しで次の年に繰り越しながら、予算を組み替えるということは、確かにできるかもしれません。

しかし、それは前提として住民の税金を、町税をきちっとした形で保つ、守るということをお伝えをしながら、当初の予算でクリアすることが望まれていたわけですが、しかしながら、議会の報告なし、そして着工をし、そしてその中において、この工事のものについて、いわゆる決裁者はもちろん町長にはなっていますが、いわゆるこれは随意契約ではなく、専決処分に近い形の問題であるということでもあります。つまり設計変更によって、

この96条の議案は、設計変更によってやるという方向性と、随意契約という問題と、既に着工していた問題と、そしてなぜならば、ある意味専決処分に近い形の中で、ある程度決めていく方向性を折衷した、まぜてしまった議案になっています。

これについては、やはり根本的な財務規則に対して抵触をする恐れと、そしてその中の説明不足と、そして議決案件である議会の承認のこの問題において、一貫性の関連性がなかなか見えなくなります。

ですから、住民の税金をどう使うか、そして財産をどういかに将来的なこの地域の城里町の発展に使うか、その問題点をしっかりと考えなければいけません。

この問題に対しては、まず否決が妥当であるというふうに私は感じておりますけれども、今回の問題は、城里町の行政において、大変重要な課題であります。そのことがあって、独善的なやりかたによって方向性が見えなくなることによって、これは絶対に賛成はできませんし、このコンプライアンスというもの、この条例においての問題点を明確にしながら、これから議会の中でしっかりと話さなければいけない内容だというふうに思っています。

今、急がずにきちっと明確にする方向性と、そして法的根拠だと言われるさまざまなものにおいて、そしてこの財務規則、この随意契約のあり方について、今まさに考えるときが今だというふうに思っています。いずれにしても、この議案がある意味、意図的に行政の契約変更にし、そして意図的に作成され、意図的に議会に上程されているという流れを感じるたびに、賛成という形ができないということを明確にお伝えをしながら、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

2番片岡藏之君。

〔2番片岡藏之君登壇〕

○2番（片岡藏之君） 2番片岡藏之でございます。

私は、議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

過日、旧七会中学校の工事現場を視察にまいりました。そのとき、町長が視察の日程を決めたにもかかわらず、議会側ではきょうがいいということで、急遽視察を早めた経緯もあります。

そういった中で、青々としたすばらしい芝のグラウンドに感動いたしました。そこで、ホーリーホックの選手が練習をし、実力をつけ、J1に昇格して、鹿島アントラーズと互角に戦う日を想像し、地域の活性化への夢が私は膨らみました。

サッカーくじtotoの補助金を受けてつくられた芝生のグラウンドなので、町民に利用させる義務がありますので、積極的に一般開放をさせると聞いております。そうすると本町のサッカー少年がここで練習をし、試合をするわけです。他の市町村のチームと試合をすれば、他市町村の方はどういうふう感じられるでしょうか。本町の少年たちは、すばら

しいグラウンドで誇らしく、そして他の市町村の少年たちも本当に本町のグラウンド、または少年たちがそういったところで練習をできることをうらやむことだと思います。

そういった中で、城里町に対する憧れがでてくると思います。中には城里本町に住みたいと思う人も出てくるかもしれません。町の外に住んでいる城里出身の若い夫婦が、城里町に帰ってくるきっかけになるかもしれません。

校舎の改築も順調に進んでおります。各部屋にエアコンが完備され、壁紙も新品で気持ちよく、城里町民の文化的な活動も今よりも快適にできることが間違いありません。1日でも早く新しい町民センターを城里町民に使用させてあげたいと思います。

私たち議会が承認し、立派に整備されたこの町民センターは、城里町の地域資源であり城里町の誇りであります。今、議会がなすべきことは、契約に従って適切に行われた工事請負契約の変更を破棄して、マイナスのイメージを町内外に振りまくことではありません。このすばらしい施設の完成をみんなで、町民と議会を挙げて祝福し、この町民センターをフル活用して、城里町全体の活性化を実現する方策について議論すべき時期なのです。

良識ある議員の皆さん、どうか前向きの議論をお願いします。問題のないところに問題をつくり出して揚げ足をとって、町のマイナスイメージを発信することで、城里町は発展するでしょうか。城里町の発展にとって必要なことは、でき上がった施設のすばらしさを町の内外、日本中に向かって高らかに宣伝していくことではないでしょうか。

本町の発展を願う、ここに、この議場においでの議員の皆様の良識ある判断をお願いします。

討論を終わります。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で、議案96号に対する討論を終結いたします。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第97号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第98号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第99号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第100号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第101号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第102号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小林祥宏君） これより採決に入ります。

初めに、承認第21号 専決処分第20号（平成29年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第83号 城里町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第84号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第85号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第86号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第87号 城里町立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第88号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第89号 城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第90号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例

についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第91号 城里町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第92号 城里町公共施設等総合管理基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第93号 城里町七会町民センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第94号 城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第95号 城里町立幼稚園閉園に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第96号 工事変更請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。
議案96号については、議長は否決と裁決します。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第97号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

議案97号については、議長は可決と裁決します。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第98号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

議案第98号については、議長は可決と裁決します。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第99号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

議案第99号については、議長は可決と裁決します。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第100号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第101号 平成29年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第102号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

請願第5号 歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書の提出を求める請願書

○議長（小林祥宏君） 次に、請願の審査に入ります。

お諮りいたします。

請願の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、請願の朗読は省略することに決定しました。

それでは、日程第22、請願第5号 歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本案は、12月5日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長阿久津則男君。

〔総務民生常任委員長阿久津則男君登壇〕

○総務民生常任委員長（阿久津則男君） 総務民生常任委員会を代表し、12月5日に付託されました請願第5号の審査結果についてご報告いたします。

12月6日に本委員会を開催し、請願内容について審査をいたしました。

請願第5号 歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書の提出を求める請願書について、当委員会は必要性を慎重に審査し、全会一致で採択することに決定いたしました。

以上、総務民生常任委員会としての委員長報告といたします。

議長において、お諮り願います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

請願第5号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、請願第5号は採択することに決定いたしました。

請願第6号 「運転開始から40年の寿命を迎える東海第二原発が運転延長をせず廃炉にすることを要請する意見書採択」に関する請願

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第23、請願第6号 「運転開始から40年の寿命を迎える東海第二原発が運転延長をせず廃炉にすることを要請する意見書採択」に関する請願を議題といたします。

本案は、12月5日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長阿久津則男君。

〔総務民生常任委員長阿久津則男君登壇〕

○総務民生常任委員長（阿久津則男君） 総務民生常任委員会を代表し、12月5日に付託されました請願第6号の審査結果についてご報告いたします。

12月6日に本委員会を開催し……

○議長（小林祥宏君） 傍聴者、静粛に願います。

○総務民生常任委員長（阿久津則男君） 請願内容について審査をいたしました。

請願第6号 「運転開始から40年の寿命を迎える東海第二原発が運転延長をせず廃炉にすることを要請する意見書採択」に関する請願につきましては、当委員会として慎重に検証、検討、審議してから結論を出すべきであるなどの意見が出され、本請願は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上、総務民生常任委員会としての委員長報告といたします。

議長において、お諮りを願います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

請願第6号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第6号 「運転開始から40年の寿命を迎える東海第二原発が運転延長をせず廃炉にすることを要請する意見書採択」に関する請願につきまして、総務民生常任委員長の報告は閉会中の継続審査です。

閉会中の継続審査に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり閉会中の継続審査となりました。

○議長（小林祥宏君） ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室へお集まりください。

なお、議員各位は控室でお待ちください。

午後 3時40分休憩

午後 3時48分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小林祥宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、8番阿久津則男君ほか6名から、発議第7号 歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第7号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第7号 歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書

○議長（小林祥宏君） 追加日程第1、発議第7号 歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第7号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第7号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります8番阿久津則男君より発議第7号の趣旨説明を求めます。

8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 発議第7号 歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

歯科医療は、保険のきく範囲が限られているため、歯の治療は高額な費用がかかると言われております。安全で普及している歯科治療については、品質や安全性も確保され定着している治療技術や材料も、以下と同様に順次保険適用されるべきと考えます。

ついでには、国において誰もが少ない患者負担で済む良質な歯科治療を受けられるよう、保険適用の範囲を拡大、充実するよう国の関係機関へ意見書を提出すべきと考えます。議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長において、お諮りを願います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） これから質疑を行います。

発議第7号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第7号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第7号 歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、意見書は議会事務局長をして、内閣総理大臣ほか、関係各大臣に提出させます。
-

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

- 議長（小林祥宏君） 続いて、日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
-

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

- 議長（小林祥宏君） 次に、日程第25、総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

総務民生常任委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました総務民生常任委員会に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。

総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
-

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

- 議長（小林祥宏君） 次に、日程第26、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

教育産業常任委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました

教育産業常任委員会に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第55号 城里町議会広報委員会視察研修報告書

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第27、報告第55号 城里町議会広報委員会視察研修報告書を議題とします。

広報委員長より報告を求めます。

7番関 誠一郎君。

〔議会広報委員長関 誠一郎君登壇〕

○議会広報委員長（関 誠一郎君） 広報委員会を代表し、去る9月28、29日に行いました視察研修についてご報告いたします。

本委員会は、東京シェンバツハ・サポーで開催されました平成29年度町村議会広報研修会への参加と、東京都中央区築地公設卸売市場を視察研修いたしました。

広報研修会では、日本広報協会広報アドバイザー小田順子氏と吉村 潔氏からの広報紙のつくり方を、また、議会広報サポーター芳野政明氏から、第31回議会コンクールで1位の宮城県利府町、2位の岩手県金ヶ崎町を見本に説明を受けました。

築地公設卸売市場は、都内に11ある東京都中央卸売市場のうち、最も古い歴史を持つ水産物、青果物を取り扱う総合市場で、水産物については世界最大の取り扱い規模となっております。

築地市場では、日本橋にあった魚市場を、京橋にあった青物市場を移転し、昭和10年に開場し、昭和30年代から昭和50年代にかけて施設の整備拡充、昭和60年代に入り市場の再整備事業をしましたが、平成11年11月移転整備への方向転換となり、平成13年12月に豊洲地区に移転することを決定し現在に至っております。

現場の状況ですが、港、線路からの搬入、競り、搬出と設計されていますが、トラック輸送の現在は、出口、入り口の導線が同一となり混雑してしまう状況です。

また、建屋は老朽化して危険、トイレが少ない、衛生面で問題がある等の問題点があるとのことでした。

さらに、豊洲に移転する、移転しない、再検討と二転三転していることにより、現場に働いている方々が一番の迷惑をこうむっているのこともうかがい知ることができました。

以上、広報委員会視察研修報告といたします。

報告第56号 城里町議会運営委員会視察研修報告書

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第28、報告第56号 城里町議会運営委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長小坪 孝君。

〔議会運営委員長小坪 孝君登壇〕

○議会運営委員長（小坪 孝君） 議会運営委員会を代表し、去る10月12日、13日に行いました視察研修についてご報告いたします。

本委員会は、埼玉県川越市の伝統的建造物群保存地区と埼玉県入間郡三芳町議会を視察研修いたしました。

伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物群と一体をなして、歴史的風致を形成している環境を保存するために、市町村が定める地区を指し、川越市は平成11年12月1日に制定されています。江戸初期の町割の上に、明治時代に建築された重厚な蔵づくりと近代洋風建築物が建ち並び、特色ある歴史的景観を伝えているものです。

また、町並みだけでなく、関東三大祭りの一つであります国の重要無形民俗文化財となっている山車を引き回す川越まつりも有名で、2016年にはユネスコの無形文化財遺産に登録されました。こういった歴史と文化を継承し続けることは並大抵のことではなく、住民の不断の努力と背後の行政のサポートの成果を感じ取ることができました。

三芳町議会は、開かれた議会、わかりやすい議会を目指し議会改革が行われ、平成22年第4回定例会において、議会基本条例、議員倫理条例を全会一致で可決し、同年6月に施行しました。

三芳町議会では、住民にわかりやすい議会こそ住民本位の開かれたまちづくりの基本理念と提起し、全員協議会で協議、検討がなされ、住民とともに政策を考え、開かれた議会を目指し、できることからやっという結論に至り、一般質問席の設置、夜間議会、日曜議会、議会報告会開催、議会広報公聴常任委員会の設置、政策サポーターの制度、政策サイクル制度の研究、ワークショップ形式の議会報告等を実施していました。

今後の議会改革の計画としては、議会の政策機能の強化、議会中継の実施、通年議会の検討、議会のペーパーレス化を検討していくとのことでした。各種取り組みをしていきましたが、常に検討を繰り返している様子でした。

今後の議会運営に大変参考となる視察研修となりました。

報告第57号 城里町総務民生常任委員会視察研修報告書

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第29、報告第57号 城里町総務民生常任委員会視察研修報告書を議題とします。

総務民生常任委員長より報告を求めます。

総務民生常任委員長阿久津則男君。

〔総務民生常任委員長阿久津則男君登壇〕

○総務民生常任委員長（阿久津則男君） 総務民生常任委員会を代表し、去る11月9日、10日に行いました視察研修についてご報告いたします。

本委員会は、山梨県南都留郡忍野村における人口対策及び人口ビジョンについて視察研修と、新交通リニアについて山梨県立リニア見学センターの視察研修を行いました。

忍野村は、富士山麓の標高940メートルに位置する高原の盆地にあり、東京から100キロメートル圏内であり山中湖に隣接し、湧水で有名な忍野八海があります。

この忍野村は、全国的に人口減少する中、人口が増えており、山梨県内で昭和村に次ぎ2番目、全国でも90番目に人口が増加している村となっています。高齢化率も17.89%と県内で一番低く、特殊出生率一人の女性が一生に産む子供の数は、全国平均が1.49、山梨県平均1.44のところ、1.82で山梨県内27市町村中第1位。ちなみに茨城県平均は1.40、城里町は1.20で、44市町村中40位くらいです。

忍野村は、村内に立地する大手企業ファナックの好調な業績に伴い、村内に居住する就業者及びその家族が増加したためと考えられるそうです。

なお、忍野村の歳出合計は49億円に対し、歳入合計は53億円と黒字であり、当然普通交付税不交付団体であり、これもやはり優良企業の本社があることによるものでした。

企業誘致とは、工場だけではなく、本社を誘致することが大事であると実感し、大変勉強になりました。

次に、山梨県立リニア見学センターは、時速500キロメートルで走行する車両を実際に見ることができ、車両が疾走する様子や、車両が通る際の風切り音や風圧を実際に体感することができました。時速500キロメートルというと、現在3時間ほどかかっている東京、大阪間が1時間で結べるようになるとのことでした。

さて、城里町には鉄道もなく、町内には高速道路のインターチェンジもありません。唯一の交通手段は車ということになります。当然のことながら移動時間が短くなれば、その地域との距離が縮まるということです。城里町の場合、唯一の交通である道路網の整備をし、近隣との距離を近づけることが町の発展に大切なことであると実感いたしました。

以上、調査概要を述べて委員会の調査報告といたします。詳しくはお手元の報告書をご高覧をいただき、委員会の視察研修報告とさせていただきます。

以上です。

報告第58号 城里町教育産業常任委員会視察研修報告書

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第30、報告第58号 城里町教育産業常任委員会視察研修報告書を議題とします。

教育産業常任委員長より報告を求めます。

教育産業常任委員長三村孝信君。

〔教育産業常任委員長三村孝信君登壇〕

○教育産業常任委員長（三村孝信君） 教育産業常任委員会を代表し、去る11月16日、17日に行いました視察研修についてご報告いたします。

本委員会は、静岡県駿豆地区の広域水道事業及び世界遺産重要文化財等の公開方法について、葦山反射炉と江川邸の視察を行いました。

駿豆水道は、狩野川水系の柿田川の湧水を水源とした揚水を供給している県企業体です。静岡県は全国一水道料金が安い地区ですが、これにはもともと水がきれいなこともありますが、最先端の管理システムにより、徹底的に効率化されていることによるとの説明でした。

城里町の水道事業は、石塚浄水場が築48年を経過し、老朽化が進み、更新をしなければならぬ時期にきています。厚生省からは、水道事業の広域連携の推進についてという通知もきています。今後、駿豆水道事業のように広域水道事業という選択肢もあり得ますので、今後の方向性を見出すためにも大変参考になる研修となりました。

次に、重要文化財江川邸とは葦山代官所とも呼ばれ、江戸時代に設置された役所のことで、支配地域は伊豆の国を中心に、駿河、相模、武蔵の国に及び、幕末には甲斐の国まで達しました。幕末の代官である江川英龍は、近代的な西洋砲術を普及させ、東京のお台場に海上砲台を建設させました。江川邸は昭和33年に母屋、平成5年に書院、仏間、蔵、門、塀、神社が国の重要文化財に指定されております。江川家当主が代表理事を務める財団法人江川文庫が管理、運営をしており、建物だけでなく、葦山代官江川家関係資料が3万8,000点、江川家関係写真が461点に及び、貴重な歴史資料として重要文化財に指定されております。

葦山反射炉は、海防政策の大砲を鑄造するために、江戸幕府直営で築造されたもので、ユネスコの世界遺産、明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業として正式に登録されました。世界遺産登録で観光客数が爆発的に増加しています。

今回の研修で特に感じたのは、ボランティアである無料ガイドの案内の重要性であります。こういったガイドの説明がなければ歴史的、文化的な意味を知ることができません。本町の文化財等の保護等に関しても、こうしたガイド等の要請が重要であると感じました。

以上、調査概要を述べ委員会の報告とさせていただきます。詳しくはお手元の報告書をご高覧いただき、委員会の視察研修報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 以上で報告を終了いたします。

-
- 報告第59号 城里町長期継続契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 報告第60号 学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
 - 報告第61号 城里町医療福祉費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 報告第62号 城里町職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の制定
 - 報告第63号 城里町七会町民センターの設置に伴う関係規則の整理に関する規則
 - 報告第64号 城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定
 - 報告第65号 城里町立幼稚園閉園に伴う関係規則の整理に関する規則
 - 報告第66号 城里町要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助金交付要綱の一部を改正する告示
 - 報告第67号 城里町国民健康保険税の旧被扶養者に係る罷免に関する取扱要綱の一部を改正する告示
 - 報告第68号 城里町民間保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示
 - 報告第69号 城里町地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱の一部を改正する告示
 - 報告第70号 城里町大規模建築物等耐震診断事業補助金交付要綱の制定
 - 報告第71号 頓（徳）化原古墳発掘調査指導委員会設置要綱の制定
 - 報告第72号 城里町被災者生活再建支援金支給要綱の制定
 - 報告第73号 城里町認知症初期集中支援推進事業実施要綱の制定
 - 報告第74号 城里町認知症カフェ事業実施要綱の制定
 - 報告第75号 城里町生活支援体制整備事業実施要綱の制定
 - 報告第76号 城里町七会町民センター事務分掌規則の制定
 - 報告第77号 城里町七会町民センター利用検討委員会設置要綱の制定
 - 報告第78号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第31、報告第59号 城里町長期継続契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則から日程第50、報告第78号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小林祥宏君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成29年第4回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議に提案いたしました議案等につきまして、慎重審議をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、議員各位から賜りましたご意見等につきましては、今後の町政執行の参考とさせていただきたいと思っております。引き続き、格別なるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様には、どうかご自愛いただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小林祥宏君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心にご審議を賜り、また、議会運営に格別なるご配慮を賜り、全議案を審議しここに終了できますことを心から御礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位のご意見等を十分参考にされ、執行には万全を尽くされますようお願いいたします。

年末、これから寒さも一段と厳しさを増してくるものと思っておりますが、来るべき平成30年は、城里町にとって飛躍の年であることをご祈念申し上げますとともに、議員並びに町民にとっても最良の年であることをご祈念申し上げます。

閉会の宣告

○議長（小林祥宏君） 以上で、平成29年第4回城里町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。

午後 4時14分閉会